

【公開資料】

第6回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年12月25日（月曜日）午後2時から2時40分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席9名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席9名／定数9名）
- |             |       |       |      |
|-------------|-------|-------|------|
| 会 長         | 神谷昌明  |       |      |
| 農業委員        | 永坂邦男  | 山中力四郎 | 市古昭子 |
|             | 原田孝司  | 黒田実   | 藤浦利吉 |
|             | 金子さか江 | 三島孝二  |      |
| 農地利用最適化推進委員 |       |       |      |
|             | 石川清勝  | 藤関弘之  | 永井是充 |
|             | 新美康弘  | 金原節子  | 加藤浩孝 |
|             | 下島良一  | 杉浦孝明  | 磯貝孝弘 |
4. 欠席委員 長谷部実 近藤正孝

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選定について

第2 (1) 議案について (136件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件 2件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件 2件

議案第3号 碧南農用地利用計画変更の件 1件

議案第4号 農用地利用集積計画の件 130件

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件 1件

(2) 報告事項について (18件)

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 2件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 11件

報告第3号 農地法第18条第6号の規定による届出の件 3件

追加報告

報告第4号 生産緑地あっせん願の件 2件

6. 事務局・説明員

局 長	生田 和重	次 長	牧 勝彦	課長補佐	小林圭介
担当係長	松井佑未子	主 事	片山大輔		

7. 議事とその結果

事務局 皆さん、こんにちは。  
定刻となりましたので、ただいまより「第6回 碧南市農業委員会」を開会します。  
まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。7番委員と9番委員から欠席の届出がありました。よって本日の出席委員は農業委員9名・推進委員9名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立していますことをご報告いたします。  
それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は会長にお願いします。

会長 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。  
これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議場 (「異議無し」の声)

会長 それでは、4番委員、5番委員にお願いします。

会長 次に日程第2の議事に入ります。議案第1号、「農地法3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 1ページをお開きください。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件についてです。  
受付番号247番〇〇町〇丁目〇番、田、〇〇㎡につきまして××町×丁目×番地□□□□さんから□□町□丁目□番地 ▲▲▲さんへ所有権移転の許可申請です。  
申請理由としましては、譲渡人は農業経営の廃止、譲受人は農業経営の拡大です。  
この農地は、市街化調整区域の農地です。  
対価は、◎◎◎◎円、坪単価は約◎◎円です。  
農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、  
第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地の田が〇〇㎡、畑が××㎡、借入地の田が▲▲㎡の合計×××㎡です。  
農作業に従事する者は、農作業歴45年の▲▲さんと、70年の父、35年の妻、13年の子の計4名です。  
通作距離は、車で4分となっております。  
第4号関係の、農作業従事日数は、▲▲さんと父、子が330日、妻が300日です。  
第6号関係の、地域との調和要件ですが、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していきます、とのことです。  
以上のように、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。  
令和5年12月6日に、旭地区の3番委員、13番委員と事務局で、現場確認を実施しました。  
地図は、85ページにあります。以上です。

受付番号248番〇〇町〇丁目〇番畑〇〇㎡につきまして××町×丁目×番地 □□  
□□さんから□□町□丁目□番地 ▲▲▲さんへ所有権移転の許可申請です。

申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。

この農地は、市街化調整区域の農地です。

対価は、◎◎◎◎円、坪単価は約◎◎円です。

農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書  
および現地調査によりますと、

第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地の畑が××㎡です。

農作業に従事する者は、農作業歴30年の▲▲さんと、同じく30年の妻の計2名で  
す。

通作距離は、車で2分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は、▲▲さんと妻がそれぞれ350日です。

第6号関係の、地域との調和要件ですが、周辺地域の取り決めに遵守し、耕作を行  
いますので、周辺の農地に悪影響を及ぼしません、とのことでした。

以上の様に、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満  
たしていると考えます。

令和5年12月6日に、旭地区の3番委員、13番委員と事務局で、現場確認を実施  
しました。

地図は、86ページにあります。以上です。

会 長 ありがとうございます。

只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明  
をお願いします。まず、3番委員お願いします。

3番委員 縄手町の田んぼは収穫が終わって畔もきれいに管理されていきました。何ら問題ないか  
と思います。舟江の畑は、人参が収穫が終わってトラクターに積んであり草生えもなく  
こちらも問題ないかと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。

次に13番委員お願いします。

13番委員 田んぼも畑もきれいに管理されているため問題ないかと思います。  
以上です。

会 長 ありがとうございます。

全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。

8番委員の案件を先決します。

会 長 8番委員の案件は、受付番号247番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

8番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、8番委員関連の受付番号247番は、原案のとおり決定し  
ました。

会 長  
議 場  
会 長  
会 長  
事務局

それでは、先決を除く受付番号248番について、質疑に入ります。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。  
よろしいですか。それでは簡易採決します。  
議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。  
（「異議無し」の声）  
異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。  
次に、議案第2号、「農地法5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。  
2ページをお開きください。  
議案第2号、農地法第5条の規定による県知事許可の申請の件についてです。  
受付番号249番 ○○町○丁目○番○、田、△△㎡につきまして□□町□丁目□番地×××さんから▲▲町▲丁目▲番地▲ ◎◎◎さんへ所有権の移転で駐車場用地38台分として利用し、利用率は100%です。  
◎◎◎さんは、産業用車両、建設機械の販売、整備、賃貸を行う事業所で、申請理由としましては「事業の拡張によるリース車両の増加、また、納車トラックの待機場所が手狭であり、入出庫の際、非常に効率の悪い作業をせざるを得ない状況であるため、駐車場用地が必要」とのことです。  
申請地は現在、農業振興地域内農用地ですが、今回転用申請するにあたり、事前に碧南市へ農用地利用変更申出書が提出され、農用地区域からの除外手続きが進められているところで、9月28日に開催しました第3回碧南市農業委員会において、農用地利用計画変更の件にて議決をし、碧南市へ農用地からの除外をすることに異議はない旨の回答をしております。農用地から除外された場合、申請地の農地区分は、第2種農地と考えます。第2種農地とは、「市街化が見込まれる区域内の農地」で、今回の申請地は、第2種農地の中でも、「宅地割合が30～40%の街区が連たんしている区域内にある農地」に相当していると考えます。  
この第2種農地は、「周辺の他の土地で目的を達成することができる場合には、転用許可することができない」区域にあたりますが、例外として「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については、周辺の他の土地で目的を達成することができるかどうかを問わず許可できることになっています。  
本申請は、周辺事業所の駐車場用地であり、集落に接続しているため、許可しうると考えます。  
申請書には、碧南市土地改良区、明治用水土地改良区、油ヶ渚悪水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしの意見となっております。  
以上の様に、農地法第5条第1項の許可の要件を全てみたしていると考えます。  
なお、12月6日に、西端地区の会長と5番委員、事務局で現場確認を実施しています。  
地図は87ページ、配置図は88ページにあります。

受付番号250番 ○○町○丁目○番○、畑、△△㎡につきまして□□市□□町□丁目□番地 ×××さんから▲▲市▲▲町▲丁目▲番地▲ ◎◎◎さんへ使用貸借権の設定で分家住宅、建築面積は▼▼㎡、建ぺい率は××%です。

申請理由としましては「今後、子供が生まれ、成長するにつれ現在のアパート住まいでは手狭となること、本家もすでに2世帯住宅のために手狭で同居ができないことから、祖父の所有地で分家住宅を建築したい」とのことです。

申請地は現在、農業振興地域内農用地ですが、今回転用申請するにあたり、事前に碧南市へ農用地利用変更申出書が提出され、農用地区域からの除外手続きが進められているところで、9月28日に開催しました第3回碧南市農業委員会において、農用地利用計画変更の件にて議決をし、碧南市へ農用地からの除外をすることに異議はない旨の回答をしております。

農用地から除外された場合、申請地の農地区分は、第1種農地と考えます。第1種農地とは「良好な営農条件を備えている農地」であり、「原則として転用許可することができない」区域にあたりますが、「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は例外的に許可できることになっています。本申請は、分家住宅であり、集落に接続しているため、許可しうると考えます。

申請書には、碧南市土地改良区、油ヶ淵悪水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしの意見となっております。

以上の様に、農地法第5条第1項の許可の要件を全てみたしていると考えます。

なお、12月6日に、西端地区の会長と5番委員、事務局で現場確認を実施しています。

地図は89ページ、配置図は90ページにあります。

会 長

ありがとうございました。

只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

まず私から報告します。

会 長

249番につきましては、田んぼで収穫後のため多少の草生えはありましたが、問題ないかと思えます。250番につきましても草の管理はしっかりされていたので、問題ないかと思えます。

会 長

次に、5番委員をお願いします。

5番委員

会長が言われた通りで何ら問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

会 長

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。

会 長

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場

(「異議無し」の声)

会 長

異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

会 長 次に、議案第3号、「碧南農用地利用計画変更の件（農用地区域からの除外）」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 3ページをお開きください。

議案第3号、農用地利用計画変更の件についてです。

この案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、碧南農業振興地域農用地区域の農用地利用計画を変更するにあたり、碧南市から農業委員会に意見を求められているものです。

受付番号252番

市への申出者は、〇〇市〇〇区〇番〇丁目〇番〇〇号、×××さん。

変更理由は、グラウンド設置のため農振農用地からの除外案件です。

施設の概要は、野球グラウンド及び駐車場5台分です。

申出地は、△△町×丁目××番、田、■ ■ m<sup>2</sup> 始め17筆、計〇〇〇〇 m<sup>2</sup>で、

所有者は、△△町×丁目□□番地◇、〇〇〇さん 始め12名です。

今回の申出地については、立地や経過、隣地への影響から判断し、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の農用地利用計画の変更の要件である、

- 1 代替すべき土地がないこと、
- 2 土地利用への支障が軽微であること、
- 3 農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと、
- 4 施設機能への支障が軽微であること、
- 5 土地改良事業から8年経過していること、

の全ての条件をみたしており、農業振興地域内の農用地からの除外に問題はないと考えます。

また、市が農用地利用計画を変更するためには、碧南市農業委員会のほか、該当地区の土地改良区である碧南市土地改良区、明治用水土地改良区及び油ヶ淵悪水土地改良区の3団体と、あいち中央農業協同組合の同意が必要となりますが、農業委員会を除く4団体については、碧南市から意見照会が行われており、碧南市へ同意済みとのことです。

なお、令和5年12月6日に西端地区の会長と5番委員、事務局で現場確認をしております。

地図は、91ページにあります。

会 長 ありがとうございます。

只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

まず私から報告します。

会 長 現地は低みの田んぼが主ですがかなり高低差があるのでどのようにやるのかとは思いましたが、問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

会 長 次に、5番委員をお願いします。

5番委員 会長と事務局で見に行きました。平面上は問題ないかと思えます。実際にグラウンドとしてどのくらい嵩があがるのか、隣に田んぼもあるので排水がきちんとされるといいなとは思っています。以上です。

会 長 ありがとうございます。  
それでは、質疑に入ります。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

18 番委員 会社の意向はこの土地を買うのか借りるのかどういった方向になりますか。

事務局 所有権移転の意向を伺っています。

18 番委員 この地図で見ると、進入路はそんなに広くないと思うのですが、通行に支障はないですか。

事務局 特段支障はないかと思えます。  
会長や5番委員から指摘のあった高低差の件ですが、今後高い方を2mほど切り土をして低い方に道路部分から傾斜をつけながら1mほど盛り土をすると聞いております。  
また、他の農地に影響がでないような緩衝策は考えておられるようです。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。  
議案第3号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定しました。

会 長 次に、議案第4号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 6ページをお開きください。  
議案第4号、農用地利用集積計画の件についてです。  
こちらは、一覧表にて説明します。議案送付後に取下げの案件が4件ございましたので、本日机上に置かせていただきました集計表の方を御覧ください。取下げ理由といたしましては、受付番号272・278・313番が譲渡人死亡のため、受付番号324番が議案第3号にて審議いただいた案件の申請地となっており、誤って更新書類を提出されたためとのことです。  
相対による貸借権設定は、合計件数94件、合計面積176,197㎡です。内訳は、田141,212㎡、畑34,985㎡です。  
続きまして、愛知県農業振興基金への転貸による貸借権設定です。こちらは、農地中間管理事業によって、農地の出し手から公益財団法人愛知県農業振興基金へ利用権の設定を行うものです。  
合計件数36件、合計面積91,572㎡です。内訳は、田91,572㎡です。  
以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の、第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。  
第2号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件であるイ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。  
ロ、耕作等に必要の農作業に常時従事すると認められること。  
の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会 長 ありがとうございます。  
全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。

- 5番委員の案件を先決します。
- 会長 5番委員の案件は、受付番号351番始め15件です。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。  
5番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議場 (「異議無し」の声)
- 会長 異議もございませんので、5番委員関連の受付番号351番はじめ15件は、原案のとおり決定しました。
- 会長 続きまして6番委員の案件を先決します。  
6番委員の案件は、受付番号265番、270番です。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。  
6番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議場 (「異議無し」の声)
- 会長 異議もございませんので、6番委員関連の受付番号265番はじめ2件は、原案のとおり決定しました。
- 会長 続きまして、8番委員の案件を先決します。  
8番委員の案件は、受付番号309番、310番、316番、317番です。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。  
8番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議場 (「異議無し」の声)
- 会長 異議もございませんので、8番委員関連の受付番号309番はじめ4件は、原案のとおり決定しました。
- 会長 続きまして、15番委員の案件を先決します。  
15番委員の案件は、受付番号325番、329番、349番です。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。  
15番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議場 (「異議無し」の声)
- 会長 異議もございませんので、15番委員関連の受付番号325番はじめ3件は、原案のとおり決定しました。
- 会長 続きまして、19番委員の案件を先決します。  
19番委員の案件は、受付番号335番はじめ11件です。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。  
19番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議場 (「異議無し」の声)
- 会長 意義もございませんので、19番委員関連の受付番号335番はじめ11件番は、原案のとおり決定いたしました。



それでは、先決35件を除く95件について、質疑に入ります。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。  
よろしいですか。それでは簡易採決します。  
議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。  
議場 (「異議無し」の声)  
会長 異議もございませんので、議案第4号は原案のとおり決定しました。  
会長 次に、議案第5号、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件」を議題としま  
事務局 す。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。  
76ページをお開きください。  
議案第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件についてです。  
受付番号387番  
申出人は、〇〇町◎丁目〇〇番地、△△△さん。  
申出生産緑地は、××町×丁目××番、畑、■ ■ m<sup>2</sup>、同じく△△番、畑、■ ■ m<sup>2</sup>で  
す。  
申出事由の生じた者は、〇〇町◎丁目〇〇番地、△△△さん。  
申出事由が生じた日は、令和5年11月6日、理由は故障です。  
申出人との続柄は、本人です。  
申述書によりますと、故障する以前は、年間60日農業に従事していたとのことで  
す。  
令和5年12月7日に、大浜地区の6番委員、20番委員と事務局で、現場確認を実  
施しました。  
地図は、92ページにあります。  
会長 ありがとうございます。  
只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお  
願いします。  
まず6番委員をお願いします。  
6番委員 現地見させていただきまして、2筆とも畑はおこされた状態で、少々草生えはあるも  
のの問題ないかと思えます。以上です。  
会長 ありがとうございます。続いて20番委員をお願いします。  
20番委員 この畑は私の隣の畑で草が生えてきてもすぐにトラクターでおこしているの  
で、近隣にも迷惑はかけておらず問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。  
会長 ありがとうございます。  
それでは、質疑に入ります。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。  
議場 (「異議無し」の声)  
会長 異議もございませんので、議案第5号は原案のとおり決定しました。  
会長 引き続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 2件  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 11件  
報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知の件 3件

	追加報告	
	報告第4号 生産緑地あっせん願の件	2件
	合計18件、一括報告してください。	
事務局	(報告)	
会長	ありがとうございました。	
	只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。	
会長	それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。	
	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。	
会長	続きますして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。	
会長	無いようですので以上をもちまして、第6回碧南市農業委員会を閉会とします。	
	～午後2時40分閉会～	